

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成26年
(2014年) 9月15日

第1916号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

第2次安倍改造内閣が発足

第2次安倍改造内閣が9月3日に発足した。新たに地方創生担当大臣と女性活躍担当大臣を創設するなど閣僚は18人、このうち女性は5人と過去最多に並んだ(左掲)。



【出典=首相官邸ホームページ】

安倍晋三・内閣総理大臣は記者会見で「改造内閣の最大の課題の一つが、元気で豊かな地方の創生」であるとし、女性の輝く社会の実現など有言実行、政策実現にまい進する。「実行実現内閣」と命名した。

同日に行われた初閣議では「まち・ひと・しごと創生本部」を設置した。閣議決定では「人口急減・超高齢化という

我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特

提案募集の回答状況を公表

内閣府

内閣府は8月29日、「平成26年の提案募集方式における各府省からの第1次回答状況」を公表した(提案募集方式については本紙1903・4号4面参照)。

その府省で1件分として計上されているため、1060件となった。

提案は126団体から953件あったが、このうち検討対象外の60件を除く893件が回答対象。回答数は、複数府省に関係する提案が、それ

回答状況は、実施9件(複数計上されている同一案件の提案を1件と数えると7件)、手挙げ方式により実施1件、対応不可817件、現行規定で対応可能103件、実現へ向け対応検討57件、農地・農村部会で検討中73件と

なっている。

市区からの提案で、実施とされた事項は、豊田市の「特定外来生物の防除活動の手続の見直し」(所管=環境省・農林水産省)の1件。

今後のスケジュールであるが、提案団体・地方六団体への意見照会(9月12日回答期限)の結果を踏まえ、関係府省へ再度の意見照会が行われる。その後、国・地方間で調整され、提案への対応方針については、地方分権改革有識者会議及び専門部会の調査審議を経て、年末までに、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定がなされる。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案が提出される。

第2次安倍改造内閣

【平成26年9月3日発足】

▽内閣総理大臣 安倍晋三 (衆)
▽内閣法第九条の第一 順位指定大臣(副総理)、財務大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、デフレ脱却担当(麻生太郎(衆))
▽総務大臣 高市早苗(衆)
▽法務大臣

松島みどり(衆) 外務大臣
岸田文雄(衆) 文部科学大臣、教育再生担当、東京オリンピック・パラリンピック担当
下村博文(衆) 厚生労働大臣、塩崎恭久(衆) 農林水産大臣、西川公也(衆) 経済産業大臣、産業競争力担当、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

小淵優子(衆) 国土交通大臣、水循環政策担当
太田昭宏(衆) 環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)
望月義夫(衆) 防衛大臣、安全保障法制担当
江渡聡徳(衆) 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当
菅義偉(衆) 復興大臣、福島原発事故再発防止担当
竹下亘(衆) 国家公安委員会委員長、拉致

問題担当、海洋政策・領土問題担当、国土強靱化担当、内閣府特命担当大臣(防災)
山谷えり子(参) 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策)、情報通信技術(ICT)政策担当、再チャレンジ担当
クールジャパン戦略担当
山口俊一(衆) 女性活躍担当、行政改革担当、国家公務員制

度担当、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、規制改革、少子化対策、男女共同参画)
有村治子(参) 経済再生担当、社会保障・税一体改革担当、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
甘利明(衆) 地方創生担当、内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)
石破茂(衆)

地方交付税は5%減の16兆円

総務省が地方交付税の概算要求の概要を公表

総務省は8月29日、「平成27年度地方財政の課題」を公表した。

平成27年度地方財政収支の仮試算において、一般財源を前年度比2・1%増の61・6兆円とした。また、地方税については、景気回復を受け、前年度比6・2%増の37・2兆円とした。

地方交付税の概算要求の考え方であるが、地方の一般財源総額について、「経済財政運営と改革の基本方針2014」と「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとした。

地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとし、地方団体への交付ベース(出口ベース)で、前年度比5%減の16兆450億円を要求する。この減額は、地方税収の増額を見込んだため。

また、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引き上げを事項要求とした。

東日本大震災の復旧・復興事業等については、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保するとし、事項要求とした。

なお、この概算要求は、仮置きの数であり、今後、消費税率等の引き上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容などを踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとしている。

地方交付税の算定基礎では、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ(入口ベース)について、前年度比0・3%減の15兆9

786億円とした。内訳は国税5税の法定率分等12兆9585億円(前年度比8・9%増)と一般会計からの加算分3兆200億円(前年度比26・7%減)。

786億円とした。内訳は国税5税の法定率分等12兆9585億円(前年度比8・9%増)と一般会計からの加算分3兆200億円(前年度比26・7%減)。

国税5税の法定率分は、▽所得税32%▽酒税32%▽法人税34%▽消費税22・3%▽たばこ税25%とこ税25%となっている。

一般会計からの加算分のうち、別枠の加算については、地方の税収の動向

等を踏まえ、前年度比16・4%減の5100億円とした。臨時財政対策特別加算については、26年度から28年度における財源不足を国と地方が

平成27年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成27年度当初要求額 A	平成26年度当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B	
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	129,585	119,046	10,539	8.9%
	所得税×32%	49,591	47,328	2,263	4.8%
	酒税×32%	4,480	4,291	188	4.4%
	法人税×34%	36,610	34,061	2,549	7.5%
	消費税×22.3%	38,920	34,206	4,714	13.8%
	たばこ税×25%	2,471	2,305	166	7.2%
	平成19・20年度精算分等	△2,486	△3,145	△659	△21.0%
	一般会計からの加算分 ②	30,200	41,186	△10,986	△26.7%
	法定加算等	4,926	8,648	△3,722	△43.0%
	別枠の加算	5,100	6,100	△1,000	△16.4%
臨時財政対策特別加算	20,174	26,438	△6,264	△23.7%	
計 (入口ベース) ①+②=③	159,786	160,232	△447	△0.3%	
特別会計	地方法人税 ④	1,122	3	1,119	37300.0%
	その他(借入金償還額、繰越等)⑤	△458	8,620	△9,077	△1.1%
計 ④+⑤=⑥	664	8,623	△7,958	△92.3%	
地方交付税総額 (出口ベース) ③+⑥	160,450	168,855	△8,405	△5.0%	

*特別会計とは「交付税及び譲与税配付金特別会計」のこと。
*表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

折半で補填するルールに基づき、地方税収の増額による財源不足額の減額を見込み、前年度比23・7%減の2兆174億円とした。

特別会計における地方法人税は、26年度の地方税制改正において創設された。法人住民税の税率引き下げ分相当の税収を特別会計に繰り入れ、地方交付税の原資とするものである。27年度要求額は、前年度比37300%増の1122億円と大幅増であるが、これは税制改正が26年10月以降の事業年度からの適用のため、26年度分が極端に少ないことによる。なお、27年度分についても、平年度化の過程の額である。

激甚災害に指定

政府は9月5日、7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について、激甚災害に指定し、併せて適用すべき措置を指定する政令を閣議決定した。

全国を対象に、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置などが適用される。

お知らせ

本紙9月25日付け第1917号は、第1918号と併せ、10月5日付け第1917・8号として発行します。

第10回地域医療政策セミナー

主催 全国自治体病院経営都市議会協議会

全国市議会議長会の全国自治体病院経営都市議会協議会は、加盟都市・病院組合議会による病院経営の健全化のための活動に資することを目的に、地域医療政策に関するセミナーを開催しております。

今回は、医師不足・偏在問題をはじめ、地域における医療現場の実態について詳しいお2人の講師より、地域医療をいかに守り育てるかについて、お話を伺います。多数の方々のご参加をお待ちしております。

【開催日時】 平成26年10月21日(火)13:00~16:40 (12:00受付開始)

【開催場所】 都市センターホテル3階「コスモスホール」

東京都千代田区平河町2-4-1

【プログラム】

13:10~14:40 「激動の時代の病院経営とは」

~これからの経営マネジメントと地域連携を考える~
社会福祉法人恩賜財団 済生会神奈川県支部 支部長 正木 義博氏

15:00~16:30 「志を救われた泣き虫小児科医の一例」

~地域医療再生のヒント~
兵庫県立柏原病院 小児科部長兼地域医療連携部長 和久 祥三氏

【参加対象】 全国自治体病院経営都市議会協議会加盟都市・病院組合の議会正副議長、議員、議会事務局職員、病院職員、市長部局保健福祉部門職員

【定員】 400名程度 (先着順)

※1都市当たりの人数制限はありません。

※定員に達した時点で締切といたします。

【参加費】 無料 (ただし協議会加盟都市以外は1人2,000円)

【申込方法】 参加申込書を全国市議会議長会ホームページよりダウンロードし必要事項をご記入のうえ FAXにてお申し込みください。なお、必ず議会事務局を通じてお申し込みください。

【問合せ先】 全国市議会議長会政務第二部 片岡・内田
TEL:03-3262-5236 FAX:03-3263-5751
ホームページ <http://www.si-gichokai.jp/>

計画額の規模は12・8兆円 総務省が地方債計画案を公表

総務省は8月29日、「平成27年度地方債計画案」を公表した。

27年度の計画額の規模は、前年度比0・2%減の12兆8027億円となった。このうち、普通会計分は、前年度比1・0%減の10兆4476億円、公営企業会計等分は、前年度比3・6%増の2兆3551億円を見込んだ。

地方財源の不足に対処する

ための臨時財政対策債は、前年度比0・9%減の5兆5458億円を見込んでいる。臨

第6回専門小委が開催

第31次地方制度調査会第6回専門小委員会(委員長 長谷部恭男・早稲田大学教授)は8月29日、総務省で開催した。

会議では、事務局から、第

財債は、地方税収が増額となれば少なくなるが、過去の元利償還分があるため減少幅が小さい。

計画案については、臨財債を含めて、国の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等

5回専門小委員会における主な議論、地方公共団体のガバナンスのあり方に関する参考資料について説明があった。その後、「今後の審議事項について」を議題とし、「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」

に対応し、全体として所要の修正を行うこととしている。東日本大震災について、関連事業の円滑な推進のため、公的資金で所要額全額の確保を図り、別途策定するとした。

について審議が行われた。

第5回専門小委員会までは「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」について審議されてきたが、今後はガバナンスのあり方等を中心に審議されることとなる。

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所
(旧・東京市政調査会)
第39回「都市問題」公開講座

「女性の活躍推進」の虚実

2014年10月25日(土)13:30~16:30

日本プレスセンター 10階ホール

(〒100-0011東京都千代田区内幸町2-2-1)

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第39回は次のような趣旨により、「『女性の活躍推進』の虚実」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

【開催趣旨】

安倍政権は成長戦略で「女性の活躍推進」をうたっている。しかし、職場では女性は安くて便利な労働力として扱われがちであり、雇用自体が不安定である。家庭では、性別による役割分担が依然として存在する。女性の社会進出を促す制度的条件は脆弱といえよう。真に女性が社会的に活躍するために、いま何が必要とされているのか。

【基調講演】

竹信 三恵子 氏 (ジャーナリスト、和光大学教授、NPO 法人官製ワーキングプア研究会理事、NPO 法人アジア女性資料センター理事)

【パネルディスカッション】

- 伊藤 和子 氏 (弁護士、ヒューマンライツ・ナウ事務局長)
- 海老原 嗣生 氏 (株式会社ニッチモ代表取締役、リクルートキャリアフェロー)
- 鴨 桃代 氏 (全国コミュニティ・ユニオン連合会初代会長、なのはなユニオン委員長)
- 東海林 智 氏 (毎日新聞記者)
- 湯澤 直美 氏 (立教大学コミュニティ福祉学部教授、「なくそう!子ども貧困」全国ネットワーク共同代表)
- 西村 美香 氏 (成蹊大学法学部教授) <司会>

参加費:無料

参加申込み:後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ
(<http://www.timr.or.jp/>) からお申し込みください。

申込み期限:2014年10月23日(木)

※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申し込みください。

問合せ先:後藤・安田記念東京都市研究所 研究室
TEL:03-3591-1261 FAX:03-3591-1279

議会人事

- ▼議長 松本英志(8・8)
- ▼淡路 秋山信夫(8・11)
- ▼常陸太田 竹本直隆(8・12)
- ▼長浜 園田恵三(8・18)
- ▼桐生 水谷晴夫(8・18)
- ▼松阪 深谷秀峰(8・21)
- ▼常陸太田 永田起也(8・26)
- ▼知立 加藤喜三男(9・2)
- ▼新居浜 太田善雄(8・8)
- ▼淡路 能代市(秋田県)
- ▼常陸太田 高村和郎(8・11)
- ▼可児 澤野 伸(8・12)
- ▼長浜 浅見勝也(8・12)
- ▼松阪 永作邦夫(8・18)
- ▼常陸太田 菊池伸也(8・21)
- ▼知立 風間勝治(8・26)
- ▼安城 杉浦秀昭(9・1)
- ▼能代市(秋田県) 秋田県
- 能代市二ツ井町字上台1-1
- ☎0185-733-5052
- FAX 0185-733-3333

議会所在地変更

市議会議員の皆様のための福利厚生制度

全国市議会議員医療保険制度のご案内

(団体総合生活保険)医療補償・がん補償

団体割引
20%適用
50~54歳の場合は、
3,710円
(初年度)

全国市議会議員医療保険制度の5つのポイント!



- Point 1** 医師の診査は不要。加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
(ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。)
- Point 2** 持病や治療歴があっても条件付きで、ご加入できる場合があります。
※詳しくは加入依頼書の「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。また、保険金のお支払いがあっても、次年度以降も引き続き更新していただけます。
- Point 3** ご本人と併せて「配偶者」の方もご加入いただけます。
市議会議員ご本人だけでなく「配偶者」の方も団体割引**20%**が適用されます。
- Point 4** 退職後も更新加入できます!
※更新の場合に限り、ご本人、配偶者ともに80歳までご加入いただけます。退職者の方は新たにご加入できません。
- Point 5** 充実したサービス(自動セット)により安心をお届けします!
メディカルアシスト デイリーサポート

ご案内 全国市議会議員 医療保険制度

全国市議会
議員互助会

全国市議会議員互助会は、全国の市議会議員の皆さまを会員とし、相互扶助を目的に運営されています。

現在、任意加入の保険として、疾病やけがによる入院・手術を補償する「全国市議会議員医療保険制度」と、傷害総合保険である「全国市議会議員団体補償制度」の2つの事業を行っております。

今回は「全国市議会議員医療保険制度」について、ご案内いたします。

本制度は団体割引20%が適用されるため通常より割安な保険料での加入が可能となっております。既に多数の市議会議員の方々が加入されており、保険期間は、毎年1月1日午後4時から1年間となりますが、中途加入のお申し込みも随時受け付けています。

加入日時時点で市議会議員であれば、どなたでも加入資格があり、本人と併せて配偶者も同時に加入することができます。

加入時の医師の審査は不要で健康状態の告知のみで加入できます。また、持病や治療歴があっても条件付きで加入

できる場合があります。

特段お申し出がない限り、翌年度以降も自動更新いたします。保険期間中に病気等で保険金を受け取っても、翌年以降も引受けに制限がかかることなく加入時と同じ条件で継続して加入いただけます。

毎月の保険料は、年齢別に区分されておりませんが補償内容は一律となっております。

また、電話にて各種医療に関する相談に応じる「メディカルアシスト」や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報を提供する「デイリーサポート」などの無料のサービスも充実しております。

市議会議員の皆さまが万一、疾病を患った際や、がんと診断された際の「早期治療・早期復職」をサポートする安心の医療保険制度ですので、加入のご検討をお願いいたします。

詳しくはパンフレット(平成26年8月22日付けにて各市議会事務局に送付)をご覧ください。資料請求は無料ですので、全国市議会議員互助会・全国市議会議員互助会までお気軽にご連絡ください(☎03・33262・5233)。

補償内容

医療補償(疾病・傷害)	入院	病気やケガで入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 <small>※1回の入院について120日を限度とします。</small>	1万円
	手術	病気やケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。 <small>※歯の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術や支払回数に制限がある手術があります。</small>	重大手術 40万円・ <small>重大手術以外で入院中の手術</small> 10万円・ <small>重大手術以外で入院中の手術</small> 5万円
	放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 <small>※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。</small>	10万円
	先進医療	病気やケガで先進医療を受けたときに、保険金をお支払いします。	10万円~610万円
	がん	がん診断確定*されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。 <small>* がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。(初年度待機期間 90日)</small>	100万円

●がんのリスクに備えてがん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。

●初期のがんでも「上皮内新生物」も補償の対象となります。また、「白血病」もがんに含まれますので、補償の対象となります。

●再発・転移してもがん診断保険金は初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。